

交通機関不通時・気象警報発令時の措置について

■ 1 以下のいずれかに該当する場合、始業時間の繰り下げ、または、臨時休校の措置を講じます。

- JR 学研都市線(京橋～松井山手)、京阪電車本線(淀屋橋～淀)もしくは交野線のいずれかが不通の場合
 - 東部大阪地域に特別警報(レベル5)または暴風警報が発令された場合
 - 枚方市に氾濫危険警報・土砂災害危険警報(レベル4)が発令された場合
-

■ 2 授業開始の基準(共通)

- 午前7時までに解除・復旧 → 平常授業
- 午前9時までに解除・復旧 → 3 限目から授業
- 午前11 時までに解除・復旧 → 5 限目から授業
- 午前11時を過ぎても解除・復旧しない → 休校

※定期考査中は、午前7時までに解除・復旧しない場合は休校

■ 3 居住地の状況による対応(個別)

授業が行われる場合でも、

- 自分の住んでいる地域に、1と同様の警報や避難指示が出ている場合は自宅待機のうえ、その旨を学校に連絡
- 安全が確認できてから登校

※この理由により休んだ授業は、出席扱い

■ 4 その他

- 上記の基準に従い、各自で判断して行動してください。
 - 交通や災害の状況により、特別な対応をする際には、別途指示しますので、学校ホームページまたは Google Classroom で確認してください。
-